

震災復興支援対策本部設置要領

平成23年4月21日

(財) 日本グラウンドワーク協会

(目的)

第1条 寄附行為第3条(目的)及び第4条(事業)の趣旨の下で、財団法人日本グラウンドワーク協会(以下、JGA)とJGAに登録しているグラウンドワーク(以下、GW)活動団体が、協働でネットワークの連携体制を活かして東日本大震災の復興支援に取り組むに当たり、迅速かつ透明な体制を構築するため、統括機関としてJGAに震災復興支援対策本部(以下、本部)を設置する。

(事業内容)

第2条 本部が実施する事業の内容は以下のとおりとし、全国のGWネットワークとの連携調整、行政機関等との協議、資金の管理、団体の資金調達側面支援、公的・民間支援調達、提言とりまとめ等を行う。

- (1) GW活動団体が被災地域で行う直接支援活動(具体的には、GW寒河江が既に行っている宮城県気仙沼市での活動)に対する支援事業
- (2) GW活動団体が行う被災者の生活再建に協力する取組(具体的には、被災児童を家庭で預かる取組や、空き家等を使って被災した家族を迎える取組)に対する支援事業
- (3) 被災地域のコミュニティ再生に協力する事業(今後、国や関係機関に対する政策提言等を経て実現を検討)
- (4) その他、上記の目的を達成するために必要な事業

(組織体制)

第3条 前条(1)の円滑な実施のため、GW寒河江を前線基地とする。

2. 気仙沼市に現地詰め所を置き、JGAの臨時職員を常駐させる。

(本部体制)

第4条 本部の体制は、以下の者をもって充てる。

- (1) 本部長としてJGA専務理事、資金支援部長としてJGA総務部長、制度支援部長としてJGA企画事業部長
- (2) 常任幹事として、GW西神楽、霧多布湿原トラスト、GW寒河江、印旛・手賀沼環境あっぷ協議会、GW阪神、GW大山蒜山、生態系トラスト協会、GW福岡、GW都城より代表者各1名

(業務推進の原則)

第5条 本部の日常業務は前条(1)の体制で行い、重要事項の決裁は原則として電子メールを活用し、常任幹事の了解を得る。

2. 重要事項の決定に当たっては、必要に応じ、JGA 理事長及び運営委員長の助言を受けるとともに、結果を報告する。

(募金専用口座の開設)

第6条 本部が行う事業の資金確保に資するため、銀行に募金専用の「震災被災者支援事務局口座」(以下、本口座)を開設し、広くグラウンドワーク関係者等に募金を呼びかける。

2. 本口座の取扱いについては別に定める。

(その他の資金確保)

第7条 本部は、国や民間の資金を可能な限り導入する努力を払う。

(本要領の変更)

第8条 本要領を変更する必要がある場合は、第4条に定める関係者の合議を以て行う。

附則

この要領は、平成23年4月21日から適用する。

震災被災者支援事務局口座取扱要領

平成23年4月21日

(財)日本グラウンドワーク協会

(総則)

第1条 震災被災者支援事務局口座（以下、本口座）の取扱いに当たっては、震災復興支援対策本部（以下、本部）設置要領及び本要領の定めるところによる。

(口座開設の目的)

第2条 本部が行う事業の資金確保のため、本口座を開設する。

2. 本口座の口座番号等は以下のとおりである。

銀行名：三井住友銀行浜松町支店

口座名：財団法人日本グラウンドワーク協会 震災被災者支援事務局

口座番号：普通預金7479918

(資金活用の使途)

第3条 本口座に集まった資金は、以下の目的で活用する。

- (1) 現地詰め所に必要な賃金及び活動経費、及び、本部及びGW寒河江の本件に対する直接経費の一部
- (2) 被災児童を預かる家庭に対する経費の一部、及び、被災家族を迎える空き家改修経費の一部（但し、いずれの場合もネットワークで取り組む場合のみ）
- (3) 被災地域のコミュニティ再生に協力する事業については今後検討
- (4) その他、上記の目的を達成するために特に必要な経費

(資金配分の決定)

第4条 資金配分の決定に当たっては、本部において案を作成し、決裁は原則として電子メールを活用して、常任幹事の了解を得る。

(資金の計理処理)

第5条 この資金は、寄付者等による使途指定のないものであることから一般正味財産となり、正味財産増減計算書では以下のように処理する。

- (1) 経常収益の部では「受取寄付金」
- (2) 経常費用の部では「事業費」

(本要領の変更)

第6条 本要領を変更する必要がある場合は、本部設置要領第4条に定める関係者の合議を以て行う。

附則

この要領は、平成23年4月21日から適用する。